

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年1月18日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第84号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

別表第2教育委員会事務局の項中「、 スチューデントシティ・ファイナンスパーク開設準備室」を削り、

「

	生徒指導課	相談支援係長
--	-------	--------

を

」

「

	生徒指導課	相談支援係長
京都まなびの街 生き方探求館	企画推進室	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長

に改める。

」

附 則

この規則は、平成19年1月19日から施行する。

(会計室)